

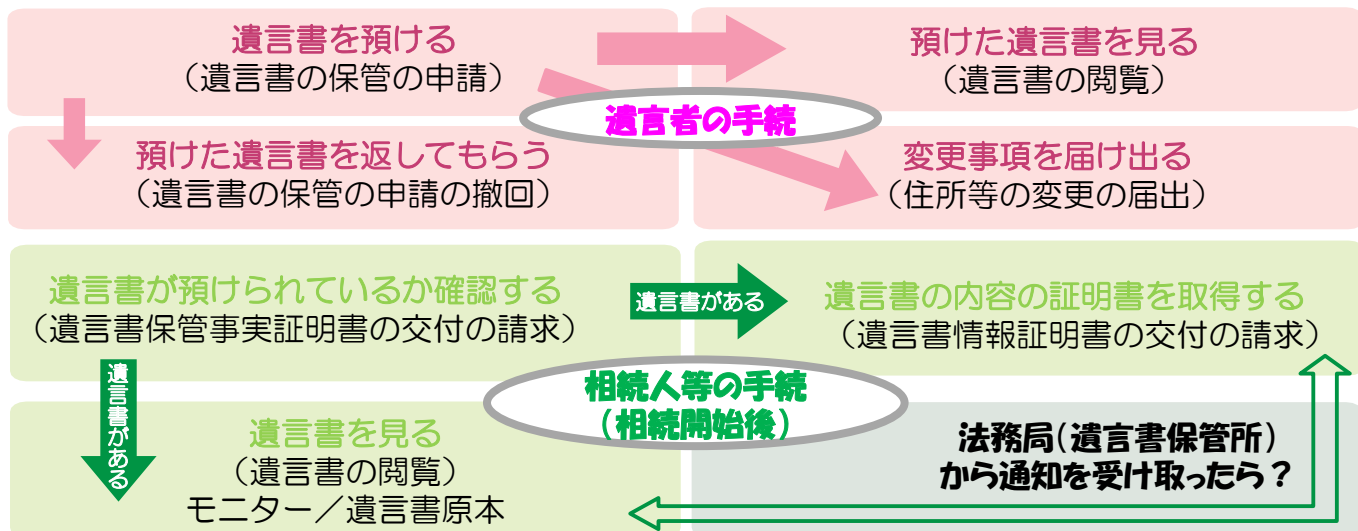
自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を法務局
(遺言書保管所)が守ります



遺言書ほかんガル

自筆証書遺言書保管制度の主な手続



※モニターによる閲覧とは、法務局（遺言書保管所）に設置されているモバイル端末で、遺言書の画像情報を閲覧することです。

法務局に預けた場合、どんなメリットがあるの？

遺言者のメリット

- 遺言書の紛失・亡失を防ぐことができます。
- 相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができます。
- 遺言書の保管申請時には、民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられます。
- 遺言書は、原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理されます。

相続人・受遺者等のメリット

- 相続開始後、家庭裁判所における検認が不要です。
- 遺言書保管所から、遺言書を保管していることをお知らせすることで、相続人等に手続を促します。
- 遺言書の原本が保管されている遺言書保管所であるか否かにかかわらず、全国どこの遺言書保管所においても、モニターによる遺言書の閲覧や、遺言書情報証明書の交付が受けられます。

遺言者はどんな手続をしたらいいの？

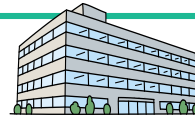
遺言者



遺言者本人が遺言書を作成し、管轄の法務局（遺言書保管所）に申請の予約をした上で、**直接本人が出向きます。**

※本人が出向くことなく、代理人のみで手続を行うことはできません。

法務局 (遺言書保管所)

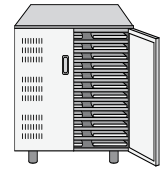


法務局の事務官
(遺言書保管官)

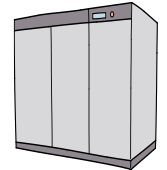
予約・申請



- ①本人確認
- ②遺言書の方式の適合性
(署名、押印、日付の有無等)を外形的に確認等



原本保管



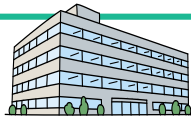
画像データ化

遺言者が亡くなられた後は、どんな手続をしたらいいの？

この制度では、相続人等の方は主に以下の3つのことができます。

- 遺言書保管事実証明書¹の交付の請求（1通800円）
- 遺言書情報証明書²の交付の請求（1通1,400円）
- 遺言書の閲覧（モニター／遺言書原本）（1回1,400円／1,700円）

法務局 (遺言書保管所)



遺言者の死亡の事実を確認したとき



法務局の事務官
(遺言書保管官)

相続人等が、遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付を受けたとき

相続人等



指定者(死亡時)通知



相続人等の中で、遺言者が指定した者(注)

請求(交付・閲覧)

交付・閲覧



相続人等

遺言書保管所から、この方たちに遺言書が保管されていることをお知らせします。



関係遺言書保管通知



他の相続人、遺言書に記載された受遺者等、遺言執行者等

(注) 遺言者があらかじめ指定者(死亡時)通知を希望した場合には限られます。このため、遺言者が通知を希望せず、どなたも指定していなかった場合には、通知は行いません。

保管の申請に必要なものは？

- **自筆証書遺言書**（用紙の大きさはA4判、片面でとじたり封のされていないもの）
- **保管申請書**（法務省指定の様式）
- **添付書類**（**本籍及び筆頭者の記載のある**住民票の写しなど）
- **本人確認書類**（マイナンバーカードや運転免許証などの**顔写真付き**の身分証明書）
- **手数料**（1件につき3,900円（収入印紙で納付））

どこの法務局で保管の申請をしたらいいの？

遺言者の**住所地、本籍地、所有する不動産の所在地**のいずれかが神奈川県内であれば、神奈川県内の遺言書保管所において申請可能です。ご自身にとって一番便利なところを選んでください。



遺言書ほかんガルー

神奈川県内にある法務局（遺言書保管所）は最終ページのとおりで、神奈川県以外については法務省ホームページで御確認ください。

⚠️ 注意事項（必ずお読み下さい）

遺言書の保管の申請をお考えの方は、以下の点に御注意ください。

- 必ず**予約**をして**遺言者本人**が来庁してください。予約がない場合やご本人が来庁しない場合は受付できません。
- 神奈川県内にある横浜地方法務局の出張所では手続きができません。
- 遺言の方式は主に、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。どちらの方式の遺言にするか、それぞれの特徴を踏まえて決めてください。また、公正証書遺言に関する相談は、お近くの公証役場へお問合せください。
- 保管の対象となるのは、自筆証書遺言書のみです。財産目録はパソコンで作成しても構いませんが、本文や付言事項はパソコンで作成することはできません。
- **法務局では、遺言書の内容に関する御相談には応じることができません。**遺言書の内容について御不明な点がある場合は、弁護士、司法書士等の法律の専門家に御相談ください。
- 遺言書の保管の申請を行うには、**顔写真付き**の官公署から発行された身分証明書が必要です。**健康保険証のように顔写真がないものでは手続きができません**ので、御注意ください。
- 遺言書の保管の申請の際に添付する住民票の写しは、**本籍及び筆頭者の記載入り**のものがが必要です。区役所等で請求するときに御注意ください。
- 一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り、返却されません。控えを手元に置いておきたい方は、来庁前にコピーをしておいてください。

問合せ先・詳しい手続について

神奈川県内の遺言書保管所（法務局）の所在地及び連絡先は以下のとおりです。ご不明なことがありましたら、以下の各連絡先へお問合せください。

遺言書保管所の名称・電話番号	所在地
横浜地方法務局本局 ☎045-641-7655（直通）	〒231-8411 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 5階
横浜地方法務局湘南支局 ☎0466-35-4620（代表）	〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3
横浜地方法務局川崎支局 ☎044-244-4166（代表）	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町12-11 川崎法務総合庁舎
横浜地方法務局横須賀支局 ☎046-825-6511（代表）	〒238-8536 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎
横浜地方法務局西湘二宮支局 ☎0463-70-1102（代表）	〒259-0123 中郡二宮町二宮1240-1
横浜地方法務局厚木支局 ☎046-224-3163（代表）	〒243-0003 厚木市寿町3-5-1 厚木法務総合庁舎
横浜地方法務局相模原支局 ☎042-753-2110（代表）	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎

遺言・相続等に関する法制度や相談窓口についての問合せは

日本司法支援センター（法テラス） <https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374** おなやみなし 受付時間 平 日 9:00～21:00
土曜日 9:00～17:00
※ 日曜・祝日・年末年始を除く
(IP電話からは **03-6745-5600**)

遺言・相続等に関する相談窓口についての問合せは

神奈川県弁護士会 **045-201-1881（代）** 受付時間 平 日 9:00～17:00
<https://www.kanaben.or.jp/> ※ 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

遺言書や登記等の相続に関する手続のご相談についての問合せは

神奈川県司法書士会 **045-641-1372** 受付時間 平 日 9:00～17:00
<https://www.shiho.or.jp/> ※ 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

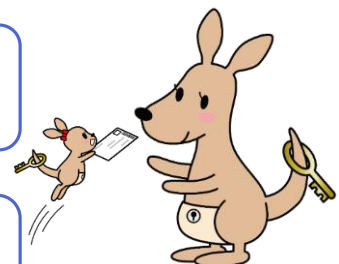
公正証書遺言については

神奈川県内の公証役場（日本公証人連合会HP）
<https://www.koshonin.gr.jp/list/kanagawa#prefectures>

自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続や予約方法については
法務省 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



法務省 遺言書保管制度



遺言書ほかんガルー